令和5年4月1日 西予市告示第80号

(事業目的)

第1条 この告示は、長引く木材価格の低迷等から間伐等の必要とする手入れが十分に行われていない林分の増加により、森林の持つ水源のかん養、国土保全や山地災害の防止等の公益的機能や二酸化炭素吸収源としての役割が十分に果たせないことが懸念されている西予市の森林において、西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱(令和5年西予市告示第81号。以下「要綱」という。)第3条に定める事業主体(以下「事業主体」という。)が西予市産材を使用した木造・内装木質化の住宅や事業所及び外構などの建築物の建築又は施工業者が新たに建築した建築物の購入(以下「事業」という。)を行う場合に、その経費の一部を助成して、建設を促進し、西予市産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業及び建設産業等の振興を図り、もって西予市の林業の活性化及び森林の健全化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 西予市産材利用建築物とは、西予市内で伐採された木材で西予市内の 製材工場で加工した製材(以下「西予市産材」という。)を使用して建築する 又はされた建築物をいう。
 - (2) 建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱を有するもの、 外構又は建築物と付属するウッドデッキ等とする。
 - (3) 建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

(事業実施計画)

第3条 事業主体は、事業を実施しようとするときは、西予市産材利用促進事業計画書(様式第1号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(事業の取組承認)

- 第4条 市長は、事業主体から前条の計画書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業主体に対し承認通知を行うものとする。 (補助事業の変更承認申請)
- 第5条 前条の規定により事業計画の承認を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の承認を受けた事業(以下「補助事業」とい

う。)について、要綱に定める補助金額の変更を伴う補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ西予市産材利用促進事業変更承認申請書 (様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市産材利用促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(西予市産材の供給体制等)

- 第7条 西予市産材供給共同体を構成する素材生産業者は、原木市場への出荷の際に送り状へ「西予市産材」と明記するものとする。
- 2 西予市産材供給共同体は、西予市産材が出荷される原木市場(以下「関係原木市場」という。)に対し、西予市産材の入荷の際に荷受け伝票に「西予市産材」と明記するとともに別椪で市売りを行うよう要請するものとする。
- 3 関係原木市場は、別椪での市売りにおいて西予市産材を購入した製材業者からの要請に応じて、西予市産材購入証明書(様式第4号)及び西予市産材の 木口面へ 四と極印することにより西予市産材の購入の証明を行うものとする。
- 4 西予市産材供給共同体は、製材業者が原木市場ではなく直接森林所有者あるいは素材生産業者等から西予市産材を購入(事業主体からの西予市産材の提供を含む。以下「山買い」という。)について、伐採現場で確認のうえ西予市産材山買い証明書(様式第5号)により西予市産材の山買いの証明を行うものとする。この場合において、証明を必要とする製材業者は、伐採前に西予市産材供給共同体に連絡のうえ、伐採現場での確認を受けるものとする。
- 5 西予市内の製材業者は、大工・工務店が必要とする西予市産材の安定的かつ 確実な納品に努めるものとする。この場合において、製材業者は、大工・工務 店の要請に応じて、西予市産材納品証明書(様式第6号)により西予市産材 の納品の証明を行うものとする。

(西予市産材利用建築物の建築)

第8条 西予市内の大工・工務店は、事業主体が必要とする西予市産材利用建築物の建築に努めるものとする。この場合において、大工・工務店は、事業主体の要請に応じて、西予市産材利用建築証明書(様式第7号)により西予市産材利用建築物の建築の証明を行うものとする。

(完了届)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業完了 後30日以内かつ事業完了年度の3月31日までに西予市産材利用促進事業完了 届(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければ ならない。

(事業の審査)

- 第10条 市長は、事業主体から事業完了届及び別添の関係書類を受理した場合は、書類の審査を実施し必要に応じて現地調査等を行う。
- 2 市長は、前項に規定する審査等の結果、補助対象建築物が補助金の条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう補助事業者に求めることができる。

(助成措置)

第11条 市長は、本事業に要する経費について別に定めるところにより補助金 を交付するものとする。

(指導監督)

第12条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、 又は報告を求めることがある。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第72号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

西予市産材利用促進事業計画書

					年	月	日
西予市長	様						
	住	所					
	ふり 氏	がな 名					
	電話	番号	()	_		

西予市産材利用促進事業を下記のとおり実施したいので、西予市産材利用促 進事業実施要領第3条により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書(別紙)
- 2 西予市産材利用促進事業費補助金計算書

西予市産材使用量(m³)	補助単価(円/m³)	補	助	金(円)	
	12,000				

(注)補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

3 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1	西予市産材使用予定量		立フ	ラメー	トル
2	建築場所()	
3	事業区分 新築(木造·木質)改築(木造・木質)その(也()	
4	建築又は購入契約予定年月日		年	月	日
5	工事着工予定年月日		年	月	日
6	棟上予定年月日		年	月	日
7	工事完了予定年月日		年	月	日
8	他事業の補助の活用の有無	有()	• 無
9	施工予定業者				
		所 在 地			
		名称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
10	西予市産材納品予定製材業者				
		所 在 地			
		名 称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
11	西予市産材購入予定原木市場等	<u>\$</u>			
		所 在 地			
		名 称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	

西予市産材利用促進事業変更承認申請書

						第		
					年	月	日	
西予市長	様							
	住	所						
	^{ふり}	^{がな} 名						
	電話	番号	()	_	-		

年 月 日付けで、事業計画の承認通知があった西予市産材利 用促進事業を、下記のとおり変更したいので、西予市産材利用促進事業実施要 領第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由 ()
- 2 事業変更計画書(別紙)
- 3 西予市産材利用促進事業費補助金変更計算書

	西予市産材使用量 (m³)	補助単価(円/m³)	補	助	金(円)
変更前		12,000			
変更後		12,000			

(注1)補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

4 その他市長が必要と認める書類

事 業 変 更 計 画 書

1	西予市産材使用予定量	変更前	立力	デメート	ル
		変更後	立力	テメート	ル
2	建築場所()	
3	事業区分 新築(木造·木質))改築(木造・木質)その他()	
4	建築又は購入契約予定年月日		年	月	日
5	工事着工予定年月日		年	月	日
6	棟上予定年月日		年	月	日
7	工事完了予定年月日		年	月	日
8	他事業の補助の活用の有無	有() •	無
9	施工予定業者				
		所 在 地			
		名 称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
10	西予市産材納品予定製材業者		,		
		所 在 地			
		名称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
11	西予市産材購入予定原木市場等		,		
		所 在 地			
		名 称			
		代表者職氏名			
		電話番号()	_	
			/		

西予市産材利用促進事業中止(廃止)承認申請書

					第	号
				年	月	日
西予市長	様					
	住	所				
	ふり 氏	^{がな} 名				
	電話	番号 ()	_	-	

年 月 日付けで、事業計画の承認通知があった西予市産材利 用促進事業を中止(廃止)したいので、西予市産材利用促進事業実施要領第6条 の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止(廃止)の理由

西予市産材購入証明書

年 月 日

所在地 名 称

代表者職氏名

様

所在地 原木市場名 代表者職氏名 電話番号

下記のとおり西予市産材利用促進事業実施要領第2条に定める西予市産材を購入したことを証明します。

記

1 市日

年 月 日 (第 回市)

2 購入内容

	1 🖽	格		フ	ギ			ار د) +.			その)他	
	規	俗		ス	7			ヒノ	7 +		()
長	さ	径	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積

(注1) 体積は、m3単位とし、算出された数値に少数第3位に満たない端数があるときは、少数第4位を四捨五入すること。ただし、その数値が少数第3位に満たないものがあるときは、少数第5位を四捨五入すること。

(注2) その他については、()内に具体的な樹種名を記入すること。

西予市産材山買い証明書

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

様

所在地 名称 代表者職氏名

下記のとおり西予市産材利用促進事業実施要領第2条に定める西予市産材を山買いしたことを証明します。

記

- 1 伐採箇所
- 2 伐採年月日
- 3 山買い内容

	1 :E	格		フ	ギ	,		رد د) +.			その)他	
	規	俗		ス	7			ヒノ	7 +		()
長	さ	径	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積

(注1) 体積は、m3単位とし、算出された数値に少数第3位に満たない端数があるときは、少数第4位を四捨五入すること。ただし、その数値が少数第3位に満たないものがあるときは、少数第5位を四捨五入すること。

(注2) その他については、()内に具体的な樹種名を記入すること。

西予市産材納品証明書

年 月 日

所在地 名 称

代表者職氏名

様

所在地 製材業者名 代表者職氏名 電話番号

下記のとおり西予市産材利用促進事業実施要領第2条に規定する西予市産材を納品したことを証明します。

記

- 1 納品建築物
- (1) 建 築 地
- (2) 建築主
- 2 納品状況

西予市産材(m 3)	西予市産材以外(m3)	合計 (m 3)

- (注1) 体積は、m3単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入すること。
- (注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入すること。

西予市産材利用建築証明書

年 月 日

所在地 名称 代表者職氏名 電話番号

下記建築物は、西予市産材利用促進事業実施要領第2条に該当する 西予市産材利用建築物であることを証明します。

記

建	築	地	
建	築	主	
西予市產	医材使用 5	<u>.</u>	
建築又為	は購入契約	勺 日	
建築着□	[年月日		
建築完了	了年月日		

(注1) 体積は、m3単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入すること。

西予市産材利用促進事業完了届

					年	月	日
西予市長	様						
	住	所					
	^{ふり} 氏	^{がな} 名					
	電話	番号	()	_		

年 月 日付けで、事業計画の承認通知があった西予市産材利 用促進事業の実績について、西予市産材利用促進事業実施要領第9条の規定に より、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 実績報告書(別紙)
- 2 西予市産材利用促進事業費補助金計算書

西予市産材使用量(m³)	補助単価(円/m³)	補	助	金(円)	
	12,000				

(注)補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

(以下別添)

- 3 購入証明書等
- 4 納品証明書
- 5 建築証明書
- 6 住民票の写し(住宅の場合)
- 7 契約書等の写し(申請者からの委託の場合)
- 8 西予市産材建築物の完成写真
- 9 その他市長が必要と認める書類

実 績 報 告 書

1	西予市産材使用量		立た	テメート	ノレ
2	建築場所()	
3	事業区分 新築(木造·木質))改築(木造・木質)その他()	
4	建築又は購入契約年月日		年	月	日
5	工事着工年月日		年	月	日
6	棟上年月日		年	月	日
7	工事完了年月日		年	月	日
8	他事業の補助の活用の有無	有() •	無
9	施工業者				
		所 在 地			
		名称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
10	西予市産材納品製材業者				
		所 在 地			
		名称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	
11	西予市産材購入原木市場等				
		所 在 地			
		名称			
		代表者職氏名			
		電話番号 ()	_	